

平成30年4月12日で請求のあった地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定により、監査結果を下記のとおり公表します。

大山町監査委員 石黒 澄男  
同 西山 富三郎



記

1 請求のあった日

平成30年4月12日

2 請求人 住所・氏名 省略

3 請求の趣旨

前大山町長森田増範氏（以下、前町長という。）は、平成28年度国土交通省補助事業ならびに財務省貸付金対象事業を活用し、請負業者と工事請負契約を結び、大山町茶畠道路（町道人権交流センター線）改良工事を行なった。

請負業者は、契約で定めた納期限である平成29年3月30日を守る義務を守らず、4月13日に完工引渡しを行い、完工日を3月30日と偽った工事完成通知書を3月30日付で町長あてに提出した。

担当課長（当時）は、請負業者から納期が守れない旨の報告を受け、副町長（当時）と相談した結果、納期限に工事が完了したとする虚偽の検査調書を作成し、前町長は契約どおり3,653万円全額を支払った。

前町長は指揮監督を怠り工期の遅延を防げなかった。また、国への繰越申請をしないまま工事を遅延させ、平成29年4月19日と平成29年6月21日に県を通じ国に平成28年度事業終了実績報告書を虚偽の納期記載のまま提出した。

現大山町長竹口大紀氏（以下、現町長という。）は、平成29年9月、県の特別監査結果を受け、平成29年12月中旬、国土交通省から受領した補助金951万円と加算金73万円を返還した。また、平成30年3月には財務省から受領した貸付金2,830万円と加算金118万円を返還し、返還に伴い、町には3,123万円を超える損害が発生し、町の信用は失墜した。

本件については、

（1）請負業者は工事請負契約に納期限が定められており、納期限が守れない場合は請負業者は延期申請することが定められているが、いずれも守られず、町に虚偽の工事完成通知書を提出するなど、契約の履行は違法もしくは不当である。

（2）前町長は、町職員に対する指揮監督権を行使し納期限を守らせることを怠り、また、国への

繰越申請手続きをとるなど誠実に管理し執行する義務を怠り、結果、町に損害を発生させたのは違法もしくは不当である。

(3) 町の担当課長（当時）は、請負業者からの報告を受け、副町長（当時）と相談した結果、虚偽の検査調書を作成し、前町長は請負業者に契約金額 3,653 万円全額を支払ったが、これらの行為とこの公金支出は違法もしくは不当である。

(4) 前町長は、ただちに契約の是正（契約の解除など）を図るべきであった。また、契約に定める損害賠償条項、新たな問題が発生した場合の協議条項に基づき損害賠償請求もしくは返還請求など、必要な措置を講じるべきである。

(5) 現町長は、違法ないし不当な管理により国に繰越申請を行なわないまま納期の遅延を許し、業者への公金支出を行い、結果として町に多大な損害を発生させた前町長、副町長（当時）、並びに担当課長（当時）に損害賠償請求をするなど、必要な措置を講じるべきである。

(6) よって、現町長は、必要な措置を講ずべきであるが、これを怠っているので、①請負業者に対する損害賠償請求、もしくは請負業者に支出した公金の一部返還請求 ②前町長、副町長（当時）、担当課長（当時）に対する損害賠償請求を講ずべきことを求める。

#### 4 請求人が提出した事実証明書及び証拠

- (1)平成 29 年 9 月 27 日付 朝日新聞記事
- (2)平成 29 年 12 月 8 日付 日本海新聞記事
- (3)平成 29 年 12 月 21 日付 日本海新聞記事
- (4)平成 30 年 1 月 24 日付 日本海新聞記事
- (5)平成 28 年 8 月 5 日付 建設工事請負契約書
- (6)大山町建設工事請負契約款
- (7)平成 29 年 2 月 23 日付建設工事請負変更契約書
- (8)平成 29 年 3 月 27 日付建設工事請負変更契約書
- (9)平成 29 年 3 月 30 日付工事完成通知書
- (10)平成 29 年 3 月 31 日付検査調書（完成）
- (11)平成 29 年 4 月 19 日付平成 28 年度社会資本整備交付金事業年度終了実績報告書
- (12)平成 29 年 6 月 21 日付平成 28 年度社会資本整備交付金事業完了実績報告書
- (13)平成 30 年 3 月 25 日付 日本海新聞記事

#### 5 請求の受理 平成 30 年 4 月 13 日

#### 6 監査の実施

(1)平成 30 年 4 月 20 日に総務課および建設課に対し、住民監査請求にかかる事業について次の書類を求めた。

- ①起工伺いから実績報告に係る関係書類一式
- ②関係補助金及び交付金並びに貸付金に係る関係書類一式
- ③領収書または支払いを証する書類（振込記録等）

- ④関係職員若しくは担当課長（当時）から総務課長（当時）、副町長（当時）及び前町長への報告記録又はこれに類する書類
  - ⑤関係職員の処分の決定に際する記録
- (2) 平成 30 年 4 月 25 日に、担当課長（当時）に対し、提出を求めた書類に基づき請求事実について聴取を行なった。
- (3) 平成 30 年 5 月 9 日に住民監査請求に係る請求人の陳述の機会を付与し、陳述を聴取した。
- (4) 平成 30 年 5 月 9 日に、教育長及び教育次長（平成 29 年 12 月 18 日開催 職員の分限及び懲戒処分審査委員会出席）に対し、同委員会における検討内容について聴取を行なった。
- (5) 平成 30 年 5 月 9 日に、建設課長に対し、提出を求めた書類に基づき請求事実について聴取を行なった。
- (6) 平成 30 年 5 月 15 日に、平成 29 年 12 月 18 日開催 職員の分限及び懲戒処分審査委員会に出席した弁護士に対し、同委員会における検討内容について聴取を行なった。
- (7) 平成 30 年 5 月 21 日に、前町長、副町長（当時）及び施工請負業者（当時の代表取締役）に対し、事実関係について聴取を行なった。

## 7 監査の結果

### (1) 主文

- ア 大山町建設工事約款第 45 条に規定する履行遅延の場合における損害金について請負業者へ請求するよう勧告する。
- イ 請求人の主張する具体的請求事項（①請負業者に対する損害賠償請求、もしくは請負業者に支出した公金の一部返還請求 ②前町長、副町長（当時）、担当課長（当時）に対する損害賠償請求）については棄却する。

### (2) 理由

#### (ア) 認定事実

##### 1) 工事請負契約について

大山町は、平成 28 年 8 月 5 日に請負業者と「町道人権交流センター線改良工事」の建設工事請負契約を請負代金 29,916,000 円、着工を平成 28 年 8 月 5 日、完成を平成 29 年 3 月 10 日で締結した。大山町は、工事については平成 29 年 1 月 31 日時点では計画工程より遅れが生じていたが、増工を含めても年度内に完了すると判断し、平成 29 年 2 月 23 日に同契約に係る変更契約について工期末を請負業者と協議のうえ、平成 29 年 3 月 30 日に延伸し追加請負代金 7,027,560 円（以下、第 1 回変更契約という。）で締結し、更に、平成 29 年 3 月 27 日に工事完了を見込んでの最終変更となる変更契約を減額請負代金 408,240 円（以下、第 2 回変更契約という。）で締結した。

これらの契約に基づき、請負業者は大山町に契約保証金として保証証書（平成 28 年 8 月 5 日付 保証金額 2,992,000 円 保証人：西日本建設業保証株式会社）を納入し、大山町は請負業者に対し、前払金として 11,960,000 円を平成 28 年 9 月 5 日に、完成払いとして 24,575,320 円を平成 29 年 5 月 15 日に、合計 36,535,320 円を請負業者に支払った。

##### 2) 1) の契約に係る工事について

- ① 請負業者は計画工程では平成 28 年 10 月 1 日に現地着手となっていたが、作業員不足によ

り同年同月 27 日に現地着手とした。その後、平成 28 年 11 月 30 日時点において 14.08% の遅れ（数値は大山町が平成 30 年 2 月 13 日に財務省中国財務局鳥取財務事務所に提出した顛末書（以下、顛末書という。）による）が生じ、計画工程の見直しを行なった。

② 平成 29 年 1 月 31 日時点では計画工程より 9.64%（数値は顛末書による）の遅れが生じていた。請負業者は、平成 29 年 2 月 23 日、第 1 回変更契約締結に伴い、計画工程の見直しを行なった。

③ 平成 29 年 9 月 7 日大山町議会第 7 回定例会において、平成 28 年度一般会計歳入歳出決算認定議案の質疑において議員から「本件工事について年度内に終了していない箇所があったが、工事完成日はいつか」との質疑があった。また、同月 12 日同議会経済建設常任委員会において、不適切事務処理の事実関係を同月 20 日開催の議員全員協議会にて文書報告するよう構成委員より発言があり、現町長は同月 20 日、議会全員協議会において、繰越手続を行なわないまま翌年度に跨って工事を行なっていたことを議員に謝罪した。

#### <付記 1 >

平成 30 年 4 月 25 日及び 5 月 9 日の聴取の結果及び大山町が財務省に提出した顛末書に記載した部分を確認したところから

②-1 大山町は平成 29 年 3 月に請負業者に対して工事進捗を図るよう日々口頭指示をおこない、請負業者は別件県工事等があり「本件工事になかなか作業員を配置することができないが工期内に完了する」旨の返答をしている。

②-2 大山町は同月 2 日、ブロック積工の段階確認のため立会し、この時点で当初契約分の補助対象事業は完了していることを確認した。

②-3 大山町は同月 27 日、残工事の速やかな進捗を改めて口頭指示し、請負業者は「工期内に完了させる」旨の返答をしている。

②-4 同月 29 日、大山町担当職員が現場を確認したところ、残工事に要する日数を勘案して工期内に工事完了する見込みがないと判断した。

②-5 同月 30 日、国費の繰越承認が得られないと考え、担当課長（当時）は副町長（当時）と相談し、了解を得て年度を跨っての事業を継続した。

②-6 同月 31 日、担当課長（当時）は書類検査や現地検査は実施せず工事検査調書を作成した。

②-7 4 月 4 日から 13 日にかけ、担当職員が現地にて路床工完了、当初契約部分の完了、車道路盤工、歩車道の路盤までの完了、及び歩車道の舗装までの完了を確認した。

ということが浮かび上がったが、このことを証する書類が存在し得ないため、これらについて事実であるか否かについて客観的かつ明確な判断をおこなうことは困難である。しかしながら、大山町が財務省に提出した公的書類としての顛末書に記載のある事項であることを考慮し、付記としてここに記述する。

#### <付記 2 >

平成 30 年 5 月 21 日に関係人から聴取したところによると

②-1-1 請負業者としては、大山町に対し、工期を短縮することが可能で、かつ、道路幅員も

より確保することが可能な工法を提案したが、大山町に受け入れられなかった。

②-1-2 請負業者としては、第1回変更契約時点（平成29年2月23日）において工期内での完成は難しいと考え、請負業者担当者が大山町担当課長（当時）及び担当者にその旨伝えており、工期は延長される（繰越がなされる）であろうものと認識していた。

②-5-1 副町長（当時）としては、当時の記憶が定かでないが、平成29年4月に担当課長（当時）から相談を受け、町長へは事後（日時不明）に報告したという認識である。

②-5-3 前町長としては、当時の記憶が定かではないが、副町長（当時）から報告を受けた認識はない。

という事項が、それぞれの関係人より得られた。

しかし、これらのいずれについても、証する書類が存在し得ないこと、加えて、関係人それぞれの認識に相違点（くいちがい）があり、よってこれらのいずれをも事実とすることが不可能であることから、認定事実として足り得ないものと判断する。しかし、聴取を行なった関係各人の主張の相違点も含めて、それぞれの認識については本件の背景を把握するにあたり少なからず参考となるべきものと判断し、付記としてここに記述する。

#### <付記3>

検査調書における完了日は平成29年3月30日であり、検査日は同月31日付であるが、聴取によるとこれらの日付は虚偽のものであるとのことから、検査調書の確認による事実の認定は不可能である。このことは請負業者が作成した工事完了通知書についても同様である。

#### 3) 平成28年度社会资本整備総合交付金（以下、国交省交付金という。）について

大山町は、平成28年4月8日に国土交通大臣あてに申請額32,485,000円（うち町道人権交流センター線部分相当額5,304,000円）とした申請（以下、当初申請という。）を行ない、平成28年10月11日に平成28年度補正予算関係として申請額14,740,000円（うち同線部分相当額4,212,000円）とした申請（以下、追加交付申請という。）を行なった。

当初申請については平成28年5月2日に、追加交付申請については平成28年10月11日に交付決定がなされ、大山町には平成29年3月29日に当初申請分32,485,000円（うち同線部分相当額5,304,000円）、追加申請分8,391,500円（うち同線部分相当額4,212,000円）を歳入として受け入れた。

大山町は当初申請については平成29年6月21日に事業完了実績報告書を、追加交付申請について平成29年4月19日に年度終了実績報告書を、いずれも同線部分は工期内に完了したものとし、鳥取県知事宛に提出した。

国土交通大臣は大山町に対し、当初申請については取消額を5,304,000円とした交付決定取消を、追加交付申請については取消額を4,212,000円とした交付決定取消を、いずれも平成29年12月8日付で行ない、同日付で大山町に対し、9,516,000円を同月27日を返還期限とし、加算金を示した返還命令を行なった。

大山町は上記返還命令に従い、中国地方整備局へ返還金9,516,000円を平成29年12月12日に支払い、同局へこの返還金に伴う加算金739,393円を同月14日に支払った。

#### 4) 貸付金について

##### ① 平成28年度過疎対策事業債（以下、過疎債という。）について

大山町は県との協議を重ねた結果、過疎対策事業債として 495,100,000 円（うち町道人権交流センター線部分相当額 26,100,000 円）の借り入れを平成 29 年 5 月 26 日におこなった。

大山町は財務大臣あてに理由を不適切事案発生によるとした繰上償還申出を平成 29 年 12 月 25 日に行った。申出書によるこの申出により、中国財務局長より元金 26,100,000 円、利子 135 円、加算金 1,090,082 円の合計 27,190,217 円の繰上償還を求める旨の償還通知が平成 30 年 2 月 9 日付であり、大山町は財務省理財局へ、繰上償還として同額を平成 30 年 3 月 26 日に支払った。なお、過疎債のうち同線部分相当額 26,100,000 円のうち、1,500,000 円については後述②の平成 28 年度公共事業等債にて計上しており、重複借入であった。

## ② 平成 28 年度公共事業等債（以下、公共事業債という。）について

大山町は県との協議を重ねた結果、公共事業債として 5,900,000 円（うち町道人権交流センター線部分相当額 2,200,000 円）の借り入れを平成 29 年 5 月 26 日におこなった。

大山町は財務大臣あてに理由を不適切事案発生によるとした繰上償還申出を平成 29 年 12 月 25 日に行った。申出書によるこの申出により、中国財務局長より元金 2,200,000 円、利子 16 円、加算金 90,227 円の合計 2,290,243 円の繰上償還を求める旨の償還通知が平成 30 年 2 月 9 日付であり、大山町は財務省理財局へ、繰上償還として同額を平成 30 年 3 月 26 日に支払った。

### (イ) 損害の発生

1 契約に係る建設工事は契約上の完了日よりも遅延したが完了しており、この点において損害が発生しているとは考え難い。

2 大山町は、返還に至った国交省交付金について、その返還額 9,516,000 円と返還に伴う加算金 739,393 円の合計額に相当する 10,255,393 円の損害を被ったという判断が考えられるが、この点については 4 にて後述する。

3 大山町は、貸付金については、繰上償還相当額については返還方法並びに返還時期に当初想定との差異はあるものの、いずれにせよ将来において償還が必要な額であることから、この点において損害は発生していないと考えるのが妥当である。ちなみに、過疎債についてはその 70%が、公共事業債についてはその 50%が、地方交付税算入額として計上される、すなわち算定からすると償還不要相当と計算上はなりうるが、これらはかならずしも将来にわたり保障されているものではなく、以って損害額の判断に影響を及ぼす要素とはなりえがたい。

よって、過疎債については、その繰上償還額 26,100,000 円と利子 135 円、及び繰上償還に伴う加算金 1,090,082 円のうち、加算金相当分の 1,090,082 円の損害を被り、公共事業債については、その繰上償還額 2,200,000 円と利子 16 円、及び繰上償還に伴う加算金 90,227 円のうち、加算金相当分の 90,227 円の損害を被ったと判断し、合計 1,180,309 円の損害を被ったものと判断する。

4 上記 1、2、及び 3 により、一面的には、大山町は上記 2 における国交省交付金返還額と返還に伴う加算金の合計 10,255,393 円と同 3 における加算金の合計 1,180,309 円を合算した、計 11,435,702 円の損害を被ったという判断が考えられる。

しかしながら、交付金返還額 9,516,000 円については、他県での過去の監査結果のひとつにおいては、行政施設新築工事において、当該工事完了が遅延し年度内完成に至らなかつたことが原因で関係補助金が受けられなかつたことについて、「国庫補助金又は県補助金とは（中略）

一般財源をもって負担するべき性格を有する事務に対し、奨励的ないし財政援助的な意味をもって納付されるものであり、補助金の交付を受けられなかつたことが必ずしも自治体に損害を与えたと解釈することはできない」との監査結果があり、このことを鑑みるに、すなわち別の見方をすれば、関連加算金の合計額相当の 1,919,702 円が損害額であるという考え方もあり、一概に合計金額である 11,435,702 円が損害であると認定することには慎重になる必要がある。

#### (ウ) 惰る事実とそれらの違法性及び不当性

惰る事実に係る請求人の主張について、上記（ア）認定事実に基づき判断する。

（1）建設工事契約にある工期内に工事を完成することができない場合には、請負業者は約款第 21 条の規定により工期の延長変更を請求することができるが、なされなかつた。また、大山町に虚偽の工事完成通知書を提出した。これらの点には違法性が認められるものの、しかしながら、遅延しながらも工事が完了した限りにおいては、このことを以つてして請負業者に上記（イ）の損害の賠償を起こさすような違法又は不当事由になるとは認められない。したがつて、この点に関する請求人の主張には理由がない。

（2）前町長は職員に対する指揮監督権を行使し契約に基づき工期内完成となるよう指揮命令する義務があるが、これがなされなかつたかについては、平成 29 年 3 月 27 日時点において大山町と請負業者が工期内完成について第 2 回変更契約において確認しており、結果的に工期内の完成に至らなかつたにせよ、工期内完成を目指すことについての指揮命令系統は機能していたと考えるのが相当である。

なお、工期内に工事を完成することができないと判明した時点で前町長は原理原則としては国に縢越手続をおこなうべきではあるが、大山町が工期内に完成しないことを認識したとされる平成 29 年 3 月 29 日時点においての縢越手続きは事務手続の日程を鑑みるに事実上不可能であり、適法行為における期待可能性を鑑みるに、これは惰る事実と認め難い。また、工期満了時点（平成 29 年 3 月 30 日時点）で約款第 20 条に規定する工事の中止を適用するなど、縢越手続き以外の適法である判断をとることは可能であったと考えられるが、これがなされなかつた。ただし、このことを以つて上記（イ）の損害が発生することが予測可能であったかは判断しかねるところであり、よつて、上記（イ）の損害の賠償を起こさすような違法又は不当事由になるとは認めがたい。したがつて、この点に関する請求人の主張には理由がない。

（3）担当課長（当時）は副町長（当時）と相談し、工期内に工事が完了したとする虚偽の検査調書を作成した。このことについては違法性が認められるが、この行為により上記（イ）の損害が発生することが予測可能であったかは判断しかねるところであり、よつて、上記（イ）の損害の賠償を起こさすような違法又は不当事由になるとは認めがたい。したがつて、この点に関する請求人の主張には理由がない。また、前町長が請負業者に対し契約金額どおりの 36,535,320 円を支払つたことについては、工事そのものは完成している状況においては、工事遅延にかかる部分についてのみは、約款に基づく損害金を算定し請求することは可能性が存在すると認められるが、契約金額全額を支払わないことは難しいと判断するのが相当であり、したがつて、この点に関する請求人の主張には理由がない。

(4) 前町長は契約の解除などを図るべきであったが、行なっていない。このことについては、上記（2）における適法判断（工事の中止など）と同様であり、したがって、この点に関する請求人の主張には理由がない。また、約款に基づき工事遅延にかかる部分については損害金を算定し請求することができるものと認められるが、事務手続き上このことは平成29年4月以降に発生するものと想定される。よって、このことについての責を問う相手方は前町長ではないと考えるのが相当であり、したがって、この点に関する請求人の主張には理由がない。

(5) 前町長、副町長（当時）、及び担当課長（当時）について、上記（1）、（2）、（3）、及び（4）にあげたとおり、違法性が認められるがこのことにより上記（イ）の損害が発生することが予測可能であったかは判断しかねるところであり、そのことを以ってして上記（イ）の損害の賠償を起こさずに足りるまでの違法又は不当事由になるとは認めがたい。したがって、この点に関する請求人の主張には理由がない。

(6) 現町長は、約款に基づき工事遅延にかかる部分については損害金を算定し請求することができると認められるが、これを求めていない。

なお、あわせて請求人の主張する民法の不法行為に基づく損害賠償請求については、請負業者、並びに前町長、副町長（当時）、及び担当課長（当時）のいずれにおいても上記（イ）の損害が発生することが予測可能であったかは判断しかねるところであり、よって、上記（イ）の損害の賠償を起こさずに足りるまでの違法又は不当事由になるとは認めがたい。したがって、この点に関する請求人の主張には理由がない。

## （エ）結論

- ア よって、主文のとおり請求すべきである。
- イ よって、主文のとおり棄却する。

## 8 監査の結果における意見

本件請求事案に係る監査にあたり、次のとおり意見を述べることとした。

本件については、適正でない事務処理の状況が見受けられたが、このことは、年度末である3月下旬時点での繰越手続きが事務執行上不可能であることが一因となっていることも背景として否定しきれない。そして、現象として捉えるにあたっては、会計年度独立の原則がすなわち工期の制限となってしまい、そのなかで日々建設事業の完遂に向けて従事する職員並びに請負業者には苦労が多いと見受けられた。しかしながら、これらのことが法令遵守を上回る理由にはなりえることはない。改善すべきは、適法に事業を遂行する素地をつくり、それを運用することである。この運用の継続でのみ、事業は公正と評価され、住民の信頼を得る。

本件を教訓とし、法令遵守の観点から事業実施手段の具体的改善措置（当初契約時の工期の設定・請負業者との円滑な連絡相談に係る体制の再構築と意思統一等）を講じるよう努められたい。また、それらの運用を継続し、以って事務的要因による障壁要素を排斥し、事業の円滑な推進が図られるよう努められたい。

別紙

## 住民監査請求書

大山町監査委員

代表監査委員 石黒 澄男 様

監査委員 西山富三郎 様

平成 30 年 4 月 12 日

### (請求の要旨)

- 前大山町長森田増範は、平成 28 年度国土交通省補助事業ならびに財務省貸付金対象事業を活用し、業者と建設工事請負契約を結び、大山町茶畠道路改良工事を行った。業者は、契約で定めた納期限である平成 29 年年 3 月 30 日を守る義務を持つがこれを守らず、4 月 13 日に完工引き渡しを行った。にもかかわらず、業者は、完工日を 3 月 30 日と偽った工事完成通知書を 3 月 30 日付で町長宛て提出した。

町長は、町担当職員を指揮・監督し、契約に基づき業者に納期を守らせる立場にあるが、指揮・監督を怠り、工期の遅延を防げなかった。

町長は、納期に間に合わない恐れがある場合、国に繰越申請をすることが義務付けられているが、繰越申請をしないまま工事を遅延させ、国からの補助金と貸付金ならびに加算金の返還を余儀なくされ、町は多大な損害を被り、その額は、3,123 万円を超える。

町の担当課長は、業者から納期が守れない旨の報告を受け上司である副町長と相談した結果、納期限に工事が完了したとする虚偽の検査調書を作成し、町長は、業者に契約どおり 3,653 万円全額を支払った。

町長は、以上の結果を踏まえ、平成 29 年 4 月 19 日と平成 29 年 6 月 21 日それぞれ県を通じ国に平成 28 年度事業終了実績報告書を虚偽の納期記載のまま提出し、信用を失墜させた。

現大山町長竹口大紀（平成 29 年 4 月 16 日の選挙で当選）は、平成 29 年 9 月、県の特別監査結果を受け、平成 29 年 9 月中旬、国土交通省から受領した補助金 951 万円と加算金 73 万円を返還した。また、平成 30 年 3 月には財務省から受領した貸付金 2,830 万円と加算金 118 万円を返還した。

返還に伴い発生した 3,123 万円を超える町の損害は、全てないしそのほとんどが町民の公金負担となった。

## 2. 忘る事実についての措置請求

- (1) 上記の建設工事請負契約には、納期限が定められており、納期限が守れない場合、業者は延期申請することが定められているが、いずれも守られず、町に虚偽の工事完成通知書を提出するなど、契約の履行は違法もしくは不当である。
- (2) 町長は、自らの判断と責任において町職員に対する指揮・監督権行使し、契約に基づき納期限を守らせる、もしくは、納期限が守れない恐れがある場合、国に繰越申請手続きをとるなど誠実に管理し執行する義務を負っているがこれを怠り納期を遅延させ、町に多額な損害を発生させたのは違法もしくは不当である。
- (3) 町の担当課長は、納期が間に合わないとの報告を受け、上司である副町長と相談した結果、納期限に工事が完了したとする虚偽の検査調査書を作成し、町長は、業者に契約どおり 3,653 万円全額を支払ったが、これらの行為とこの公金支出は違法もしくは不当である。
- (4) 町長は、直ちに契約の是正（契約の解除など）を図るべきであった。また、契約に定める損害賠償条項、新たな問題が発生した場合の協議条項に基づき、損害賠償請求もしくは返還請求など、必要な措置を講ずるべきである。
- (5) 町長は、違法ないし不当な管理により、国に繰越申請を行わないまま納期の遅延を許し、また、業者への公金支出を行い、結果して町に多大な損害を発生させた、当時の担当課長ならびに上司である副町長、指揮・監督権を持つ町長に対し損害賠償を請求するなど、必要な措置を講ずるべきである。
- (6) 上記記載のとおり、大山町長は、以下の行為をしなければならないにもかかわらず、これを怠っている。
  - ①業者に対する損害賠償請求（民法の不法行為に基づく損害賠償請求、もしくは契約に定める損害賠償請求）、もしくは業者に支出した公金の一部返金請求（契約の解除などに基づく返還請求、もしくは契約に定める返還請求など）
  - ②当時の担当課長、副町長、町長に対する損害賠償請求
- (7) よって、上記（6）の忘る事実を改め、もしくはその忘る事実によって大山町が被った損害を補填するために必要な措置（具体的には上記（6）①②の請求など）を講ずべきことを求める。
- (8) なお、忘る事実については、地方自治法第 242 条第 2 項の適用はない。

## 3. よって、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

### 4. 請求者

以上